

診療放射線技師法改正について

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会
会長 田 中 宏

本件は、公益社団法人日本診療放射線技師会会誌 2014 年 8 月号に掲載されたものです。

情報が重複する方もいると思いますが、診療放射線技師にとって大変重要であり、また日本診療放射線技師会に入会をしていない埼玉県診療放射線技師会会員への周知も兼ねるため引用し掲載します。

第186回通常国会において 診療放射線技師法が 改正される!

(平成26年6月25日公布, 平成27年4月1日施行)

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための法律の整備に関する法律案」(医療・介護制度改正の一括法案)が、第186回通常国会において平成26年6月18日に成立し、6月25日に公布された。この一括法案の中には、医療従事者の業務範囲および業務の実施体制の見直しとして「診療放射線技師法」も含まれている。

今回の診療放射線技師法の改正には、診療放射線技師が実施する検査に伴い必要となるCT、MRI検査時の造影剤の血管内投与、投与後の抜針・止血の行為、下部消化管検査時などの肛門からのカテーテルの挿入などについて、診療の補助として医師の指示を受けて行うものとし、業務範囲に追加される。また診療放射線技師が、病院又は診療所以外の場所において、健康診断として胸部エックス線撮影のみを行う場合に限り、医師又は歯科医師の立会いを求めないとされた。そして核医学診断装置については、これまで法的に診療放射線技師の業務として明確になっていなかったが、技師法第24条第2項の業務等に追加された。

この中で「核医学診断装置」を用いた検査の追記、ならびに健康診断として胸部エックス線撮影時の医師の立会いを求めないという改正は、「公布日」が施行日(平成26年6月25日)となっている。

診療放射線技師の業務拡大については、平成22年4月30日付厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進の観点から①画像診

断等における読影の補助②放射線検査等に関する説明・相談——が現行制度の下で実施する業務として挙げられた。その後、厚労省「チーム医療推進会議」の中で、看護師の特定医行為の問題、各専門職種の業務拡大が審議された。

本会では、チーム医療問題検討委員会を立ち上げ、平成23年の1月から3月にかけて全国的な業務実態調査を行った。このアンケート結果に基づき、厚労省の中に「診療放射線技師に関するワーキンググループ」が設置された。その結果がチーム医療推進会議で審議され、さらに社会保障審議会医療部会(平成23年12月22日開催)で取りまとめられた。それはCT、MRI検査時の自動造影剤注入装置による造影剤の投与、検査終了時の抜針・止血、下部消化管におけるネラトチューブの挿入、造影剤・空気等の注入であった。その後のチーム医療推進会議において、画像誘導放射線治療(IGRT)時の肛門へのカテーテルの挿入、空気の吸引が検査関連行為が追加され、さらに核医学関連機器を使った検査が法的に明確になった。また診療放射線技師法第26条第2項の関係であるが、エックス線検査車における胸部の健診において、医師の立会いが必要でないことが第36回社会保障審議会医療部会(平成25年11月22日開催)で取りまとめられた。これらの診療放射線技師法改正については、医療と介護の一括法案として、平成26年2月12日に第186回通常国会に提出されるに至ったものである。

技師法第24条第2項の(1)についての改正

1. 技師法第24条第2項の(1)の装置として、新たに「政令」に「核医学診断装置」が追加され①磁気共鳴画像診断装置②超音波診断装置③眼底写真撮影装置(散瞳薬を投与した者の眼底を撮影するものを除く。)④核医学診断装置——の四つの装置となった。

技師法第24条第2項の(2)についての改正

2. 技師法第24条第2項の(2)関係の診療の補助として行える行為は、省令で定められる。以下の行為が検査に関連する行為として、業務範囲に加わることとなる。(平成27年4月1日施行)

①造影剤の血管内投与に関する業務

- (i) CT検査、MRI検査等において医師又は看護師により確保された静脈路に造影剤を接続すること及び造影剤自動注入器を用いた造影剤投与を行うこと。

- (ii) 造影剤投与終了後の静脈路の抜針及び止血を行うこと。

②下部消化管検査に関する業務

- (i) 下部消化管検査に際して、カテーテル挿入部(肛門)を確認の上、肛門よりカテーテルを挿入すること。

- (ii) 肛門より挿入したカテーテルより、造影剤及び空気の注入を行うこと。

③画像誘導放射線治療(image-guided radiotherapy: IGRT)に関する業務

- (i) 画像誘導放射線治療に際して、カテーテル挿入部(肛門)を確認の上、肛門よりカテーテルを挿入すること。

- (ii) 肛門より挿入したカテーテルより、空気の吸引を行うこと。

技師法第26条第2項についての改正

診療放射線技師が、病院又は診療所以外の場所で、多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)その他の厚生労働省令で定める検査のため、100万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射する場合は、医師又は歯科医師の立会いがなくても実施できるものとされた。

検査に関連する行為を行う際の教育について

検査に関連する行為を実施する場合の条件として、社会保障審議会医療部会で「教育内容等の見直し」が求められた。

- ①関係法令・通知などを改正し、検査等関連行為を安全かつ適切に行うために必要な教育内容を現行の教育内容に配慮しつつ追加する必要がある。

- ②既に診療放射線技師の資格を取得しているものについて、医療現場において検査等関連行為を実施する際には、医療機関や職能団体等が実施する教育・研修を受けるよう促すことで教育内容を担保する必要がある。

以上2点が示された。

本会では②の指摘を受け、現在、「静脈注射(針刺しを除く)講習会」ならびに「注腸検査統一講習会」を開講しているところである。

今後、厚労省内の「業務拡大に伴う教育に関する検討会」より、「診療放射線技師の教育内容についての提案」が出されるが、本会としてもこの提案に沿った研修会の整備を行うこととなるだろう。

胸部検診業務において医師の立会いがない場合の条件

今回の診療放射線技師法の一部の改正に伴い「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が改正され、平成26年6月25日付健康局長通知が出された。この指針の中で、胸部エックス線撮影の際に医師の立会いがなく実施する場合は、以下の点を遵守する必要がある。

- ①検診の実施に関し、事前に胸部エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師及び緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書を作成し、市町村に提出する。なお、市町村が自ら検診を実施する場合には、当該計画書を自ら作成し、保存する。

- ②緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備する。

- ③胸部エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備する。

- ④胸部エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備する。

- ⑤検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保する。

【新旧対照表】

診療放射線技師法の改正

(施行日は平成27年4月1日、ただし改正の一部は、公布日の平成26年6月25日)

改正後	改正前
<p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次に掲げる者には、前条の規定による免許（第20条第2号を除き、以下「免許」という。）を与えないことがある。</p> <p>(1) 心身の障害により診療放射線技師の業務（<u>第24条の2各号に掲げる業務を含む、同条及び第26条第2項を除き、以下同じ。</u>）を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(画像診断装置を用いた検査等の業務)</p> <p>第24条の2 診療放射線技師は、第2条第2項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為を行うことを業とすることができる。</p> <p>(1) <u>磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であって政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。）を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>第2条第2項に規定する業務又は前号に規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）を行うこと。</u></p> <p>(業務上の制限)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行うてはならない、ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。）その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。</u></p> <p>(3) <u>多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき（前号に掲げる場合を除く。）</u></p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次に掲げる者には、前条の規定による免許（第20条第2号を除き、以下「免許」という。）を与えないことがある。</p> <p>(1) 心身の障害により診療放射線技師の業務（<u>第24条の2に規定する業務を含む、同条及び第26条第2項を除き、以下同じ。</u>）を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(画像診断装置を用いた検査の業務)</p> <p>第24条の2 診療放射線技師は、第2条第2項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として、<u>磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であって政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。）</u>を行うことを業とすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(業務上の制限)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行うてはならない、ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。</p>

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令

(施行日 平成26年6月25日)

改正後	改正前
<p>(画像診断装置)</p> <p>第17条 法第24条の2の政令で定める装置は、次に掲げる装置とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 眼底写真撮影装置（<u>散瞳薬</u>を投与した者の眼底を撮影するためのものを除く。）</p> <p>(4) 核医学診断装置</p>	<p>(画像診断装置)</p> <p>第17条 法第24条の2の政令で定める装置は、次に掲げる装置とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 眼底写真撮影装置（<u>散瞳薬</u>^どを投与した者の眼底を撮影するためのものを除く。）</p> <p>(新設)</p>

診療放射線技師法施行規則の改正

(施行日 平成26年6月25日)

改正後	改正前
<p>第3章 業務等</p> <p>(法第26条第2項第2号の厚生労働省令で定める検査)</p> <p>第15条の2 法第26条第2項第2号の厚生労働省令で定める検査は、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いたものを除く。）とする。</p>	<p>第3章 照射録等</p> <p>(新設)</p>

第30回 SAITAMA MRI Conference のご案内

共催 SAITAMA MRI Conference
バイエル薬品株式会社

下記の通り、SMC を開催します。

翌日の仕事から活かせるような、フランクな情報交換の場にしたいと考えておりますので、皆様方には奮ってご参加下さいますよう、お願い申し上げます。

SMC 代表世話人 栗田 幸喜

記

日 時：平成 26 年 10 月 24 日（金）19：00～

場 所：さいたま市大宮区桜木町 4-333-13 大宮法科大学院大学 講堂

参加費：500 円

座長：済生会栗橋病院 渡邊 城大
(19：00～)

【最新技術・最新画像】

『シーメンスの MR 最新技術』

講師：シーメンス・ジャパン株式会社

MR ビジネスマネージメント部 大澤 勇一

【基本技術解説】

『信号の成り立ちから付加パルス+α』

講師：GE ヘルスケア・ジャパン株式会社

MR 営業部 丸山 功男

【テーマ：安全管理】

(20：00～)

『法令関係』

講師：獨協医科大学越谷病院 放射線部

宿谷 俊郎

『3T 導入で変化した安全管理 ～当センターでの理想と現実～』

講師：自治医科大学附属さいたま医療センター

中央放射線部 小山 芳征

『禁忌物品の整理整頓』

講師：済生会川口総合病院 診療放射線部

放射線技術科 棹山 孔太郎

* 磁気共鳴専門技術者更新のための研究会 (5 単位) として認定されております。

(当日、受付にて更新の為の個人票に押印致しますので、ご提示下さい)

* 日本救急撮影技師機構より 2 ポイントとして認定されております。

第7回 SAITAMA Cone Beam CT Technical Meeting 開催のお知らせ

共催 SAITAMA Cone Beam CT Technical Meeting
バイエル薬品株式会社

FPD 装置による血管造影検査を中心とした撮影技術の向上を図ることを目的として2011年に発足した研究会【SAITAMA Cone Beam CT Technical Meeting】も、今回第7回目を開催する運びとなりました。

本会は、翌日の仕事から役立つようなフランクな情報交換の場にしたいと考えておりますので、皆様方には奮ってご参加下さいますようお願い申し上げます。

日 時：2014年11月21日（金）19：00～21：00

場 所：さいたま市大宮区桜木町 4-333-13 OLSビル（大宮法科大学院大学）2階講堂

参加費：500円

※血管撮影・インターベンション専門診療放射線技師認定団体として申請中、認定ポイント付加予定

総合司会：埼玉医科大学総合医療センター 清水 隆広

セッションⅠ 19：00～19：30

座長：上尾中央総合病院 吉野 和広

【フレッシュャーズセミナー】

『CBCTの基礎と臨床応用』

埼玉医科大学総合医療センター 河原 剛

セッションⅡ 19：30～20：20

座長：上尾中央総合病院 佐々木 健

済生会栗橋病院 丸山 和宏

【一般研究発表】（各10分）

『直読式線量計を用いた術者被曝管理』

上尾中央総合病院 吉澤 俊佑

『当院カテーテル検査における撮影条件の現状』

石心会埼玉石心会病院 吉野 冬馬

『FPD直接変換方式の特徴と評価』

済生会川口総合病院 高橋 美香

『当施設における被ばく低減の試み』

埼玉医科大学総合医療センター 半澤 一輝

『CBCTの空間線量について（仮）』

さいたま赤十字病院 宮城 正人

20：20～20：30 休憩（10分間）

セッションⅢ 20：30～21：00

座長：埼玉医科大学国際医療センター 鈴木 英之

【血管撮影・インターベンション専門診療放射線技師認定取得のHow to】

『認定試験までの道のり』

済生会川口総合病院 竹房 優

『認定試験と現場へのフィードバック』

済生会栗橋病院 宝田 順

平成27年『新春の集い』のご案内

埼玉県診療放射線技師会新春の集実行委員会

平素は、技師会事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

一年のスタートと皆さまの更なるご活躍を祈念するとともに、関係各位の意見交換の場として下記の通り賀詞交換会を催したいと思っております。ご多忙とは存じますが、平成27年『新春の集い』に是非ご出席くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、平成26年度に入会された会員の皆様は無料とさせていただきます。

記

日時：平成27年1月9日（金） 19：00開宴（受付18：30から）

会場：大宮サンパレス GLANZ「ストーリー」（大宮駅東口 徒歩3分）

参加費：正会員 5,000円

新入会員 無料（平成26年度に入会された会員に限ります）

賛助会員 10,000円

参加費は当日受付でお支払いください

問い合わせ：実行委員長 平野 雅弥 埼玉医科大学病院 m-hirano@sart.jp

総務担当 芦葉 弘志 丸山記念総合病院 h-ashiba@sart.jp

会場案内



大宮サンパレス GLANZ

〒330-0845

さいたま市大宮区仲町 1-123

TEL 048-642-1122